

(目的)

第1条 この条例は、市内における商工業の発展が地域の経済及び社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商工業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商工業の基盤の強化と地域経済の活性化を促進し、もって地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「事業者」とは、市内において商工業を営み、又は営もうとする個人又は法人をいう。

2 この条例において「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

3 この条例において「組合等」とは、次に掲げるもののうち、市内において設立等されたものをいう。

(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合及び協同組合連合会

(3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所

(4) 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会

(5) 一般社団法人又は一般財団法人であつて、地方公共団体又は前各号に掲げる団体が出資又は拠出をしているもの

(6) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第6項に規定する特定会社

(7) 一定の地域において集団形態をとるおおむね20以上の店舗により構成された任意の団体（構成する店舗の2分の1以上が小売業又はサービス業を営むものに限る。）で、当該地域の商工会議所又は商工会から適切な指導を受けられるもの

(基本方針)

第3条 市内の商工業の振興は、事業者自らの創意工夫と自助努力の下、市民生活の向上を図るため、市民の理解と協力を得ながら、事業者、組合等及び市が一体となって推進していくものとする。

(市の責務)

第4条 市は、事業者及び組合等との緊密な連携を図りながら、商工業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を実施していくものとする。

2 市は、商工業に関する現状の把握に努め、商工業の振興に関する施策に反映させるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上並びに地域環境との調和に努めるとともに、商工業の振興に取り組む組合等への加入及び協力に努めるものとする。

2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす組合等に加入するとともに、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となる事業を実施するときは、当該事業に協力するよう努めるものとする。

3 大規模小売店舗を営む者は、市内において事業活動を行う一員として、組合等に加入するとともに、地域活動等への参画等により地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(組合等の責務)

第6条 組合等は、事業者の加入を推進し、組合等の活動基盤を強化するとともに、事業者に対する支援及び地域における商工業の振興に寄与する事業等を行うことにより、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。